

双葉町コミュニティーセンター改修設計等・管理運営事業
優先交渉権者及び指定管理予定者選定事業

基本協定書

(案)

令和 7 年●月●日

双 葉 町

**双葉町コミュニティーセンター改修設計等・管理運営事業優先交渉権者
及び指定管理予定者選定事業
基本協定書（案）**

双葉町コミュニティーセンター改修設計等・管理運営事業優先交渉権者及び指定管理予定者選定事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、双葉町（以下「甲」という。）と、応募グループの構成員である●●（以下「設計企業」といい、各設計企業を総称して又は個別に「乙」という。）、●●（以下「管理運営企業」といい、各管理運営企業を総称して又は個別に「丙」という。）は、次のとおり本基本協定を締結する。

【注：単独の企業が優先交渉権者となった場合等は必要に応じて修正を行います。】

（目的）

- 第1条 本基本協定は、本事業に関して甲が実施した公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、乙及び丙が優先交渉権者として選定されたことを確認し、甲、乙及び丙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。
- 2 本基本協定は、双葉町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年双葉町規則第5号）（以下「指定手續規則」という。）第8条2項に定める指定管理予定者と締結する覚書等を兼ねるものとする。

（用語の定義）

第2条 本基本協定において使用する用語の定義は、本文中に特に明示されているものを除き、以下に定めるとおりとする。

- (1) 「募集要項等」とは、令和6年10月2日付本事業に係る募集要項並びに付帯して公表する資料を総称していう。
- (2) 「改修施設」とは、本事業及び別途町から発注する改修工事により改修された施設をいい、詳細は募集要項等による。
- (3) 「設計業務」とは、本事業に関する調査及び設計を行う業務をいい、詳細は募集要項等による。
- (4) 「工事監理業務」とは、本事業により別途町が発注する改修工事の工事監理を行う業務をいい、詳細は募集要項等による。
- (5) 「開業準備業務」とは、本施設の開業準備として、設計企業の設計支援、事業計画の立案、広報、プロモーションイベント等を行う業務をいい、詳細は募集要項等による。
- (6) 「備品選定・調達業務」とは、改修施設へ設置予定の什器備品に関する選定及び調達を行う業務をいい、詳細は本募集要項等による。
- (7) 「管理運営業務」とは、改修施設の運営管理及び維持管理を行う業務をいい、詳細は本募集要項等による。
- (8) 「代表企業」とは、乙及び丙のうち、改修施設の供用開始までの期間、乙及び丙を代表し、本事業全体の調整役を担う事業者をいう。
- (9) 「統括企業」とは、複数の設計企業・管理運営企業で業務を担う場合に、乙又は丙のうち、各業務を統括管理する事業者をいう。
- (10) 「本事業関連契約等」とは、設計業務、工事監理業務、開業準備業務、備品選定・調達業務の各業務における委託契約、管理運営業務に係る指定管理に関する基本協定及び年度協定、その他本事業に関して甲と乙又は丙との間で締結される契約を総称していう。
- (11) 「本提案書等」とは、本プロポーザルに係る乙及び丙の提案書等をいう。

(町及び事業者の義務)

- 第3条 甲、乙及び丙は、本事業関連契約等の締結又は指定に向けて、協議し、本事業関連契約等の効力が生じるように、誠実かつ最善を尽くして対応をする。
- 2 乙及び丙は、本事業が町民等の利用に供される既存双葉町コミュニティーセンターの利活用という高い公共性を有する事業であることを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。
- 3 乙及び丙は、本事業関連契約等の締結又は指定のための協議にあたって、本プロポーザルに係る審査委員会及び町の要望事項を尊重する。
- 4 甲は、本事業が乙及び丙によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。
- 5 乙及び丙の各構成員は、本基本協定で規定する本事業における各債務のすべてについて、連帯債務を負うものとする。

(解釈及び適用)

- 第4条 甲、乙及び丙は、本事業に関しては、本基本協定とともに、募集要項等及び本事業関連契約等に定められた事項が適用されることを確認する。
- 2 本基本協定、募集要項等、本提案書等及び本事業関連契約等の間に矛盾又は齟齬がある場合、本基本協定、本事業関連契約等、募集要項等及び本提案書等の順に優先して適用される。
- 3 前項の規定にかかわらず、募集要項等と本提案書等の内容に差異があり、本提案書等に記載された性能又は水準が、募集要項等に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で本提案書等の記載が募集要項優先される。

(本事業の概要)

- 第5条 本事業は、次の各号に定める業務（これらの業務に付随関連する業務を含む。）により構成され、募集要項等により実施される。
- (1) 設計業務
 - (2) 工事監理業務
 - (3) 開業準備業務（事業計画）
 - (4) 備品選定・調達業務（什器・備品調達）
 - (5) 管理運営業務

(事業者の役割分担)

- 第6条 本事業の実施について、乙及び丙は、それぞれ次に掲げる役割及び責任を担うものとする。
- (1) 設計業務の一切は、設計企業である乙がこれを行う。
 - (2) 工事監理業務の一切は、設計企業である乙がこれを行う。
 - (3) 開業準備業務の一切は、管理運営企業である丙がこれを行う。
 - (4) 備品選定・調達業務の一切は、管理運営企業である丙がこれを行う。
 - (5) 管理運営業務の一切は、管理運営企業である丙がこれを行う。
- 2 乙及び丙は、代表企業として、●を選定し、甲はこれを承認する。
- 3 乙は、設計企業のうち、●を統括企業と定め、甲はこれを承認する。
- 4 丙は、管理運営企業のうち、●を統括企業と定め、甲はこれを承認する。

【注：3項、4項については共同企業体でない場合等は必要に応じて修正を行います。】

(本事業関連契約等)

- 第7条 甲は、設計企業である乙との間で、設計業務に関する業務委託契約（以下「設計業務委託契約」という。）を締結する。
- 2 甲は、設計企業である乙との間で、工事監理業務に関する業務委託契約（以下「工事監理業務委託契約」という。）を締結する。

- 3 甲は、管理運営企業である丙との間で、開業準備業務に関する業務委託契約（以下「開業準備業務委託契約」という。）を締結する。
- 4 甲は、管理運営企業である丙との間で、備品選定・調達業務に関する業務委託契約（以下「備品選定・調達業務委託契約」という。）を締結する。
- 5 甲は、管理運営業務に関し、必要な時期に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、双葉町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 18 年双葉町条例第 1 号）（以下「指定手続条例」という。）及び必要な時期に、制定を予定している（仮称）改修施設の設置及び管理に関する条例（以下「設置管理条例」という。）に基づき、指定管理者の指定に関する双葉町議会の議決を経た後、丙を改修施設に係る指定管理者に指定（以下「本指定」という。）するとともに、丙との間で、指定管理に関する協定（以下「本指定管理基本協定」という。）を締結し、また、管理運営業務の実施期間に係る各会計年度の当初に管理運営業務に関する年度協定（以下「本指定管理年度協定」といい、本指定管理基本協定と本指定管理年度協定を総称して「本指定管理協定」という。）を締結する。ただし、本指定に関する双葉町議会の議決が得られなかった場合、甲は本指定を行わず、本指定管理協定を締結しない。双葉町議会の議決が得られなかった場合、甲は丙に対して損害賠償の責めを負わず、甲及び丙に生じた費用については各自の負担とする。
- 6 前各項のほか、本事業に関連して甲が第三者に対し発注する改修施設の建設工事（以下、本項において「建設工事」という。）において、建設工事の着工又は竣工の時期が、甲、乙及び丙の間で想定する時期よりも遅延する場合又は遅延が想定される場合は、甲、乙及び丙は本事業に係る日程の変更に関して協議するものとする。また、上記事由において建設工事の着工又は竣工の時期が遅れた場合、甲は乙及び丙に対して損害賠償の責めを負わず、甲、乙及び丙に生じた費用については各自の負担とする。
- 6 前各号のほか、天災その他避けることができない事変のため契約を締結することができない場合、甲は本事業関連契約等を締結しない。不可抗力により本事業関連契約等を締結しない場合、甲は乙及び丙に対して損害賠償の責めを負わず、甲、乙及び丙に生じた費用については各自の負担とする。

（準備行為）

- 第 8 条 乙及び丙は、甲の承諾を得て、本事業関連契約等の締結又は指定の前に、自己の費用と責任において、本事業に関する事業日程を遵守するために必要な準備行為（各業務に関する打ち合わせを含む。）を行うことができる。甲は、必要かつ可能な範囲で、乙及び丙の準備行為に協力する。
- 2 乙及び丙は、前項の準備行為について、甲からの要請があった場合には、甲と適宜協議を行い、甲の指示に基づいて実施する。

（委託等）

- 第 9 条 乙及び丙の構成員は、設計業務、工事監理業務、開業準備業務、備品選定・調達業務、管理運営業務について、それぞれ募集要項等及び本事業関連契約等において許容される範囲内において、第三者又は他の構成員に委託又は請け負わせることができる。

（設計業務）

- 第 10 条 設計企業である乙は、自らの責任及び費用により、募集要項等、本提案書等及び設計業務委託契約に従い、設計業務を行う。
- 2 設計業務の対価は、設計業務委託契約の定めるところに従って、甲から乙の統括企業に対して支払われる。
 - 3 前各項のほか、設計業務の詳細は、設計業務委託契約の定めるところに従う。

（工事監理業務）

- 第 11 条 設計企業である乙は、自らの責任及び費用により、募集要項等、本提案書等及び工事監理業務委託契約に従い、工事監理業務を行う。
- 2 工事監理業務の対価は、工事監理業務委託契約の定めるところに従って、甲から乙の統括企業に対して支払われる。
- 3 前各項のほか、工事監理業務の詳細は、工事監理業務委託契約の定めるところに従う。

（開業準備業務）

- 第 12 条 管理運営企業である丙は、自らの責任及び費用により、募集要項等、本提案書等及び開業準備業務委託契約に従い、開業準備業務を行う。
- 2 開業準備業務の対価は、開業準備業務委託契約の定めるところに従って、甲から丙の統括企業に対して支払われる。
- 3 前各項のほか、開業準備業務の詳細は、開業準備業務委託契約の定めるところに従う。

（備品選定・調達業務）

- 第 13 条 管理運営企業である丙は、自らの責任及び費用により、募集要項等、本提案書等及び備品選定・調達業務委託契約に従い、備品選定・調達業務を行う。
- 2 備品選定・調達業務の対価は、備品選定・調達業務委託契約の定めるところに従って、甲から丙の統括企業に対して支払われる。
- 3 前各項のほか、備品選定・調達業務の詳細は、備品選定・調達業務委託契約の定めるところに従う。

（管理運営業務）

- 第 14 条 管理運営企業である丙は、自らの責任及び費用により、募集要項等、本提案書等及び本指定管理協定に従い、指定管理者として管理運営業務を行う。
- 2 管理運営業務に係る指定管理者の指定期間は別途定めるものとし、詳細は本指定に関する双葉町議会の議決に基づき本指定管理協定において定める。ただし、甲は、改修施設の工事の進捗状況等により、改修施設の供用開始が早まる又は遅れる場合には、甲と丙との間で協議のうえ、指定期間を変更することができる。
- 3 甲は、丙に対して、本指定管理協定の定めるところに従い、管理運営業務の対価（指定管理料）を支払う。
- 4 前各項のほか、管理運営業務の詳細は、本指定管理協定の定めるところに従う。

（権利義務の譲渡の禁止）

- 第 15 条 乙及び丙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本基本協定上の地位及び本基本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供するなど、その他一切の処分を行ってはならない。

（債務不履行等）

- 第 16 条 甲、乙及び丙は、本基本協定上の義務を履行しないことにより、他の当事者に損害を与えた場合、本基本協定において別段の定めがない限り、その損害の一切を賠償しなければならない。

（秘密保持義務）

- 第 17 条 甲、乙及び丙は、本事業又は本基本協定に関して知り得た全ての情報のうち、次の各号に該当しないもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本事業又は本基本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
 - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - (3) 開示者が本基本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 甲が法令（情報公開条例等を含む。）に基づき開示する情報
- 2 乙及び丙は、本事業又は本基本協定に関して知り得た個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び双葉町個人情報保護法施行条例（令和 5 年双葉町条例第 1 号）その他の法令等に従うほか、甲の定める諸規程を遵守する。
- 3 甲、乙及び丙は、委託先等への見積依頼や契約の締結等の際に、相手方の事前の承諾を得て、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。ただし、法令上の守秘義務を負う弁護士や公認会計士等の専門家に開示する場合を除く。
- 4 前項の場合において、甲、乙及び丙は、秘密情報の開示を受けた第三者に本条と同等の守秘義務を遵守させるとともに、当該秘密情報を目的外で使用するものがないよう必要な措置を講じなければならない。

（有効期間及び解除）

第 18 条 本基本協定は、本基本協定の締結日から本指定管理基本協定の締結日（それ以前に本基本協定が解除された場合は当該解除の日までとする。）まで有効とし、当事者を法的に拘束する。

- 2 甲は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、乙及び丙に通知することにより、本基本協定を解除することができるものとし、本基本協定の解除事由について帰責事由のある乙及び丙の構成員は、連帯して当該解除により甲に生じた損害の一切を賠償しなければならない。

- (1) 設計業務委託契約の締結に至らなかったとき又は設計業務委託契約が解除されたとき。
- (2) 工事監理業務委託契約の締結に至らなかったとき又は工事監理業務委託契約が解除されたとき。
- (3) 開業準備業務委託契約の締結に至らなかったとき又は開業準備業務委託契約が解除されたとき。
- (4) 備品選定・調達業務委託契約の締結に至らなかったとき又は備品選定・調達業務委託契約が解除されたとき。
- (5) 本指定の指定に至らなかったとき又は本指定が取り消されたとき。
- (6) 乙又は丙の構成員のいずれかについて、次に掲げるいずれかの事由が本プロポーザルに関して生じた場合。なお、次に掲げるいずれかの事由が本事業関連契約等の締結又は指定の前に生じたときは、甲は本事業関連契約等の締結又は指定を行わない。

ア 公正取引委員会が、乙又は丙の構成員に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（独占禁止法第 8 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項の規定による排除措置命令を行ったとき。

イ 公正取引委員会が、乙又は丙の構成員に対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

ウ 乙又は丙の構成員（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

- (6) 乙又は丙の構成員のいずれかについて、次に掲げるいずれかに該当するとき。なお、本事業関連契約等の締結又は指定の前に該当することが判明したとき、甲は本事業関連契約等の締結又は指定を行わない。

ア 役員等（乙又は丙の構成員の役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表

者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙又は丙の構成員が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙又は丙の構成員に対して当該契約の解除を求め、乙又は丙の構成員がこれに従わなかったとき。
- (7) その他乙又は丙が本基本協定の定めに違反した場合。
- (8) 乙又は丙が実施する先行する業務において債務不履行等があったとき。なお、一部の本事業関連契約等の締結又は指定の前に乙又は丙の債務不履行等が判明したとき、甲は本基本協定及び締結済みの本事業関連契約等の解除をするとともに、未締結の本事業関連契約等の締結又は指定を行わないことができる。
- 3 前各項の定めにかかわらず、第 15 条から第 17 条まで、及び第 19 条から第 21 条までの規定の効力は、本基本協定の解除又は有効期間終了後も存続する。

(本基本協定解除の効果)

第 19 条 本基本協定が解除された場合の、本事業関連契約等の取り扱いについては、それぞれ以下の各号の定めるところによる。

- (1) 設計業務委託契約については、甲は、設計業務委託契約が締結されていない場合は締結を行わず、設計業務委託契約が締結されている場合は契約を解除する。
 - (2) 工事監理業務委託契約については、甲は、工事監理業務委託契約が締結されていない場合は締結を行わず、工事監理業務委託契約が締結されている場合は契約を解除する。
 - (3) 開業準備業務委託契約については、甲は、開業準備業務委託契約が締結されていない場合は締結を行わず、開業準備業務委託契約が締結されている場合は契約を解除する。
 - (4) 備品選定・調達業務委託契約については、甲は、備品選定・調達業務委託契約が締結されていない場合は締結を行わず、備品選定・調達業務委託契約が締結されている場合は契約を解除する。
 - (5) 本指定については、甲は、本指定が行われていない場合は指定を行わない。
- 2 乙及び丙の構成員は、甲による前項の措置（自らに帰責事由があることに起因する場合に限らず、乙及び丙の他の構成員に帰責事由があることに起因する場合を含む。）に関して、甲に対して損害賠償その他の一切の請求をすることができない。

(違約金)

第 20 条 第 18 条のうち、乙又は丙の責めに帰すべき事由により、事業関連契約等が不締結又は不指定となった場合に、甲は、本事業のうち、不締結又は不指定となる設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約並びに開業準備業務委託契約の契約金額の 100 分の 5 及び提案書等又は

本指定管理協定に定める1事業年度分の指定管理料の100分の5を上限とする違約金を乙及び丙に請求できるものとし、乙及び丙の構成員は連帯して、当該請求において定められた金額を甲に支払うものとする。

2 乙及び丙は、本事業関連契約等の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲が被った損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害について請求することを妨げない。

4 乙及び丙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙及び丙の構成員は連帯して、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払い遅延に関する遅延利息の率を甲に支払わなければならない。

（管轄裁判所）

第21条 甲、乙及び丙は、本基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、福島地方裁判所、福島富岡簡易裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

（本基本協定の変更）

第22条 本基本協定の規定は、甲、乙及び丙の書面による合意がなければ、変更することができない。

（定めのない事項）

第23条 本基本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本基本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙が協議して定める。

本基本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、甲、乙及び丙各自1通を保有する。

令和6年●月●日

甲：双葉町

住 所 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4

氏 名 双 葉 町 長

乙

〔設計企業〕

所 在

商号又は名称代表者氏名

丙

〔管理運営企業〕

所 在

商号又は名称代表者氏名

別紙 1 事業日程

【注：本募集要項等及び本提案書等に基づき作成】